

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

<大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

「学校と地域の新たな協働(協育)」
～一歩前進! ヒント集～

令和2年10月1日

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

はじめに

文部科学省は、2005年度（平成17年度）からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の導入を進めています。これは、1998年（平成10年）の中央教育審議会答申に端を発した「地域のニーズに基づき、地域が学校運営に参画する新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」を市町村が設置することの可能性を検討するものでした。その後さまざまな議論をへて、最終的に文部科学省が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条文改正を国会に提出して、2004年（平成16年）9月にコミュニティ・スクール制度が成立し、施行されました。また、並行して2008年度（平成20年度）から実施している学校支援地域本部事業（地域学校協働本部の前身）は、学校支援のための地域住民のネットワーク化を進め、地域住民の学校教育への日常的な支援活動をシステム化する取組を行ってきました。

大分県においても、当初からコミュニティ・スクールの導入をモデル的に進めるとともに、2006年度に「地域協育振興プラン」を策定するなどして、学校教育と地域住民の教育の協働の取組を進めてきました。2016年度（平成28年度）に策定した大分県教育長期計画において、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組を目指してコミュニティ・スクールの導入を全県的に促進することとし、2019年（平成31年）5月調査では、公立小中学校へのコミュニティ・スクールの導入状況は70.5%（全国3位）になっています。また、「地域学校協働本部」の実施市町村の状況は79.4%（全国7位）となっています。

大分県教育委員会では、コミュニティ・スクールの導入については、市町村教育委員会と学校現場の意識の共有、学校教育活動への有益性の浸透等による学校の主体的な取組としていくこととし、学校運営協議会の役割や活動を本来目指す活動にしていくための取組を行っています。また、地域学校協働本部による協働活動を推進する取組についても、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の効果的な連携についての積極的な促進を行っています。

よって、本「Q&A資料」は、当NPO法人の会員が実施した全国調査や調査研究から見えてきた様々な課題に対応するために、公益財団法人おおいた共創基金の助成をいただいて、2020年度（令和2年度）に大分県内市町村教育委員会の取組状況のアンケートを行い、現状と目指す方向性を比べながら今後の取組のヒントにさせていただくために作成したものです。

おわりにになりましたが、本資料の作成のためのアンケート調査にご協力いただきました市町村教育委員会をはじめ、大分県教育委員会、大分大学高等教育開発センターの関係者へお礼を申し上げます。

☆県内市町村へのアンケート結果の詳細については、別途、「学校と地域の新たな協働体制の構築のための取組状況調査の報告書」（当NPO法人HPに掲載）をご覧ください。

NPO法人大分県協育アドバイザーネット
理事長 中川忠宣

目 次

☆ はじめに	1
☆ 目次	2～3
☆ 観点別の具体的な「Q&A」	
1. 地域学校協働活動の概要について	4～7
項目 1. 首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること	
Q 1 : なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか	
Q 2 : なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか	
項目 2. 学校運営協議会や地域学校協働本部を、小学校を含む中学校区等で取り組む場合の留意事項に関すること	
Q 3 : 中学校区を対象にした学校運営協議会を設置するとはどういうことですか	
Q 4 : 中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、各学校の運営への参画の仕方等についてどんなことに配慮する必要がありますか	
Q 5 : 中学校区は広範囲になるのですが、様々な組織・団体等との協働やネットワーク化のための取組をどう進めたらいいのですか	
2. 学校運営協議会制度の導入について	8～19
項目 3. 学校運営協議会制度がめざす活動に関すること	
Q 1 : 学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか	
Q 2 : 学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか	
Q 3 : 学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか	
Q 4 : なぜ、学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要があるのですか	
Q 5 : なぜ、学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要があるのですか	
項目 4. 学校運営協議会委員の選任（任命）に関すること	
Q 6 : なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか	
Q 7 : 教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項はどんなことですか	
Q 8 : 学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合がありますが、その際の配慮事項はどんなことですか	
項目 5. 学校運営協議会の役割である「学校運営の基本方針を承認する」ことについての重要性と責任等に関すること	
Q 9 : 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか	
Q 10 : 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割はどんなことですか	
Q 11 : なぜ、校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要があるのですか	
項目 6. 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について（略）意見を述べることができる。」に関すること	
Q 12 : 「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる」という趣旨はどういうことですか	
Q 13 : なぜ、「職員の採用その他の任用に関して意見を述べる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要があるのですか	
項目 7. コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、教職員や学校運営協議会委員等への周知に関すること	
Q 14 : 全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、どんな内容を周知すればいいのですか	
Q 15 : 学校運営協議会の関係者評価とはどんな内容ですか	
Q 16 : コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへどんな内容を周知すればいいのですか	
Q 17 : 教職員や学校運営協議会委員に対する定期的な研修ではどんな内容が必要ですか	
項目 8. コミュニティ・スクール導入による教職員の多忙化や多忙感に関すること	
Q 18 : コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか	

- Q19: コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）を感じている教職員はどれくらいいますか
- Q20: 教職員が、仕事量の増加（多忙化）やストレス（多忙感）を乗り越えて、主体的に参画するためにはどうしたらいいのですか
- Q21: 教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を共有するためには、どんなテーマ（内容）で、どんな方法がいいのですか

3. 地域学校協働本部の体制整備について

20～23

項目 9. 「学校支援地域本部」や「学校応援団」の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の体制整備と役割に関すること

- Q1: 地域学校協働本部の体制整備は具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか
- Q2: 地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか
- Q3: 地域学校協働本部の体制整備のための、地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等はどんな効果があるのですか
- Q4: なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

項目 10. 地域学校協働本部の活動の充実によって期待できる効果に関すること

- Q5: 地域学校協働本部の活動が充実することによって、学校教育へ期待できる効果はどんなことですか
- Q6: 地域学校協働本部の活動が充実することによって、地域住民へ期待できる効果はどんなことですか
- Q7: 地域学校協働本部の打合せや、全本部の合同の打合せはどんな内容で、どの程度おこなえばいいのですか

4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について

24～29

項目 11. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること

- Q1: なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか
- Q2: なぜ、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（各種コーディネーター）が合同で研修する必要があるのですか

項目 12. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員等の各種コーディネーター）の情報の共有に関すること

- Q3: なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）の3者が情報の共有をする必要があるのですか
- Q4: なぜ、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要があるのですか
- Q5: 地域学校協働本部を整備しないで、その役割を学校運営協議会や青少年健全育成組織や地域のまちづくり協議等が担うことは可能ですか

項目 13. 市町村における予算確保に関すること

- Q6: 補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は何ですか
- Q7: 予算の確保のために、教育委員会が実施している既存の事業の統合や縮小、廃止等の見直しを行う場合、どんな事業を対象にすればいいのですか
- Q8: 予算の確保のために、首長部局の「まち・ひと・しごと創生」のどんな施策の予算との連携を検討すればいいのですか

☆ Q&A資料作成の関係者 及び NPO法人大分県協育アドバイザーネットの概要 30

☆ <資料>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（本部）の一体的構造図

1. 地域学校協働活動の推進について

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

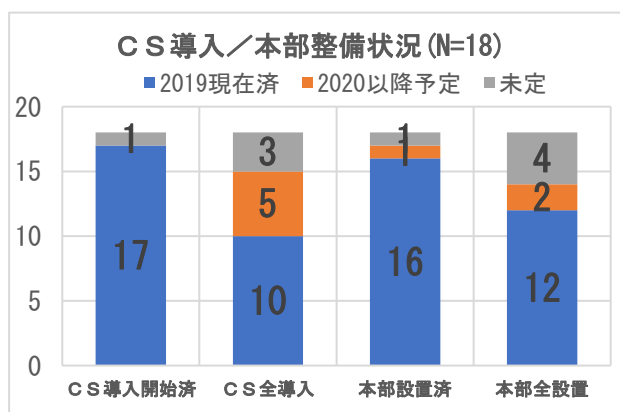
これからは、様々な教育課題を抱えている学校教育課題への対応のために、地域の願いを協議して実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されることとなります。その実現のために地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を目指した施策として文部科学省が推進しています。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することを目指しています。

<地域学校協働活動に関する大分県の現状>

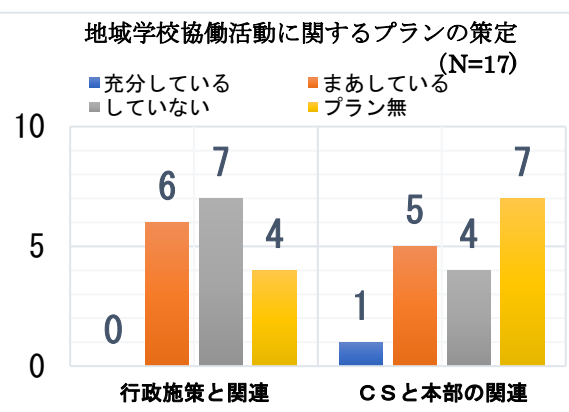
資料1～資料2は大分県内市町村教育委員会へのアンケートを整理した取組状況のグラフです。資料1に示したように、18自治体のうち17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）はすでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）を実施しています。以下のグラフのデータは、どちらの取組も実施している17自治体の状況について示しています。この現状を基にして、地域学校協働活動に関するQ&Aを作成しています。

※グラフの見出しの「充分している」「まあしている（一部している等）」「していない」「その他（分からない等）」で集計したグラフがありますが、自治体のニュアンスの違いがあり、主観的な回答になっている設問もあることを了承ください。

資料1 CS導入／本部整備状況



資料2 プランの策定状況



項目1. 首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること

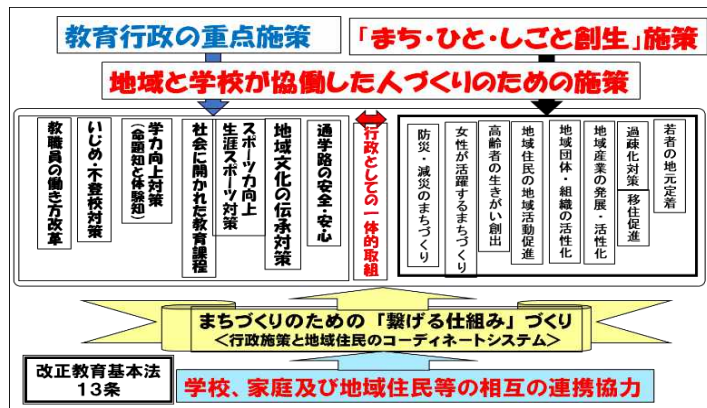
Q1 なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか

<参考：資料2のようにあまり取り組まれていない現状です>

A

図1 行政と首長部局行政の施策の関連

☆図1に示すように、自治体では地方創生の施策として「まち・ひと・しごと創生」の施策が求められ、各自治体で取り組まれています。
 ☆「人づくり」の基礎となる学校教育の重要性はもとより、将来のまちづくりを担う青少年の育成は自治体としての重要な施策です。



☆首長部局の施策と教育行政の施策を重ねてみると、青少年対象にしても、地域住民対象にしてもベクトルを同じ方向に向けている施策がいくつか見えてきます。そこから教育のあり方や予算の確保等の検討をしてみることも重要な入り口と思います。

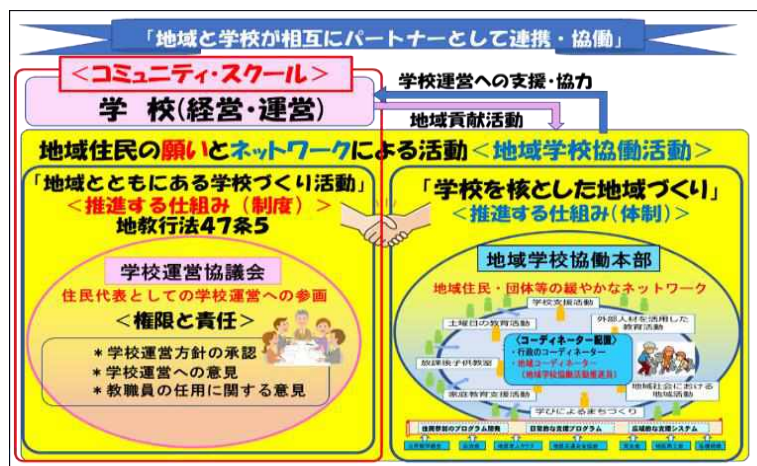
Q2 なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

<参考：資料2のようにあまり取り組まれていない現状です>

A

図2 学校運営協議会制度と地域学校協働本部の関連

☆図2の赤枠で囲んでいる「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールです。しかし、上段のピック色で示した学校教育は校長による学校経営と運営によって教育活動が行われます。



☆学校運営等に関する一定の権限や責任を担う学校運営協議

会は地域住民等の代表であり、地域とともに学校運営に参画することが求められています。よって、黄色で示したように地域学校協働活動（本部）の役割とも連携・協働するシステムですので、2つのシステムの日常的な情報の共有と連携が必要なのです。

項目2. 学校運営協議会や地域学校協働本部を、小学校を含む中学校区等で取り組む場合の留意事項に関すること

Q3 中学校区を対象にした学校運営協議会を設置するとはどういうことですか

<参考：中学校区の学校運営協議会が6自治体、各学校と併用が1自治体です>

A

☆学校運営協議会の設置は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」という。)47条5(※1)1項において学校ごとに設置することとなっていますが、但し書きとして、「二以上の学校においても密接な連携を図る必要がある場合には、一の学校運営協議会を置くことができる」こととなっています。

☆具体的には、小中一貫教育の実施や小中の連携による教育課程の実施等に加え、地域からの協働システムとしての中学校区のネットワークや日常的な協働体制が有効である場合など、学校運営協議会の役割をより効果的に発揮できると判断した場合などが可能になります。ただし、中学校区の学校運営協議会の小中連携の目指すべき教育のビジョンの共有などの設置理由を明確にしておく必要があります。

☆義務教育9年の学びの充実・実現をするためには、教育課程だけでなく、子どもたちの家庭や地域での学び、発達段階に応じた「心の成長」等も一緒に考えていく必要があります。そこで、保護者や地域住民と子どもたちの義務教育9年について、膝をつき合わせて協議する場として、学校運営協議会を設置することへの理解を得ることが重要です。

(※1)平成16年に制定された時点では47条6でしたが、令和元年度に47条の3の規定が削除されたために、令和2年4月から47条5に変更されました。

Q4 中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、各学校の運営への参画の仕方等についてどんなことに配慮する必要がありますか

A

☆県内7自治体が、中学校区に複数校を担当する学校運営協議会を設置しており「学校運営の基本方針を承認する」という大きな役割について、各学校の運営方針の承認、承認したことへの責任を果たすための参画の仕方について明確にしておく必要があります。

☆学校運営協議会の委員の任命についても、学校長は各学校区にある組織・団体からどう選任するかを検討も必要で、小学校と中学校との打ち合わせが必要です。

Q5 中学校区は広範囲になるのですが、様々な組織・団体等との協働やネットワーク化のための取組をどう進めたらいいのですか

A

☆県内7自治体が中学校区や教育委員会内に地域学校協働本部を整備していますが、小学校と中学校の生活エリアが重なることなどから、今後整備していく場合は、学校毎がいいのか、中学校区等に整備するのがいいのかについて検討する必要があります。

☆ネットワークの対象としては、首長部局の管轄にもなりますが、自治会や文化伝承団体、老人クラブ、商店街組織、郵便局、地域消防団等に加えて、青少年健全育成組織、青年団、地域婦人会、読みきかせサークル、スポーツサークルなどの一定のエリアでの地域活動を目的とした組織団体等が考えられます。

☆その他、学校運営協議会の設置との関係や、地域に組織されている行政の取組、これまでの学校支援の発展的な取組などの検討が必要になります。

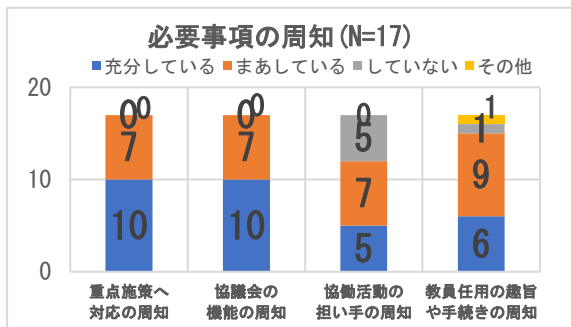
2. 学校運営協議会制度の導入について

「学校運営協議会制度」とは、「学校運営協議会を設置した学校」をコミュニティ・スクールとして、保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの制度です。

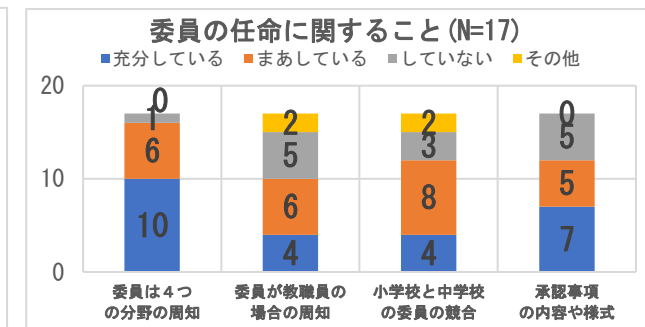
＜学校運営協議会制度に関する大分県の現状＞

資料3～資料7は大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）をどちらの取組も実施している17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）の状況について示しています。この現状を基にして、学校運営協議会制度に関するQ&Aを作成しています。

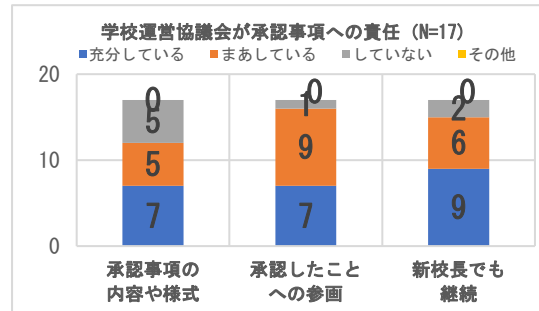
資料3 教職員、委員等への周知状況



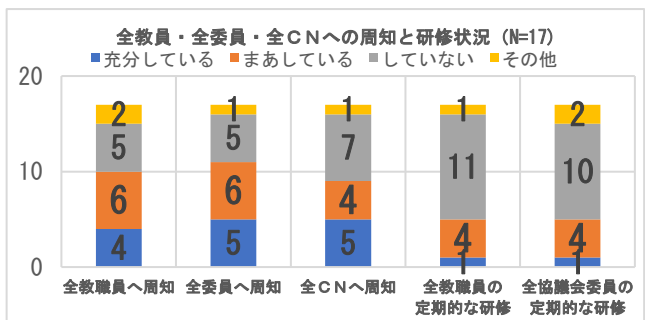
資料4 委員を任命する際の重要事項



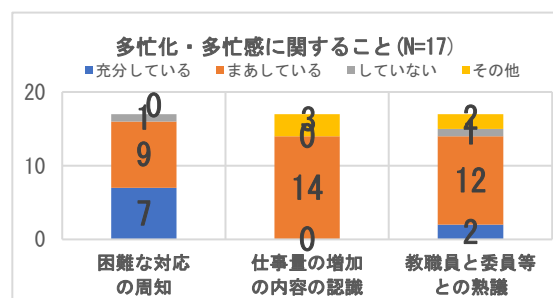
資料5 学校運営協議会の承認事項への責任



資料6 全関係者への周知と研修状況



資料7 教職員の多忙化等に関する状況

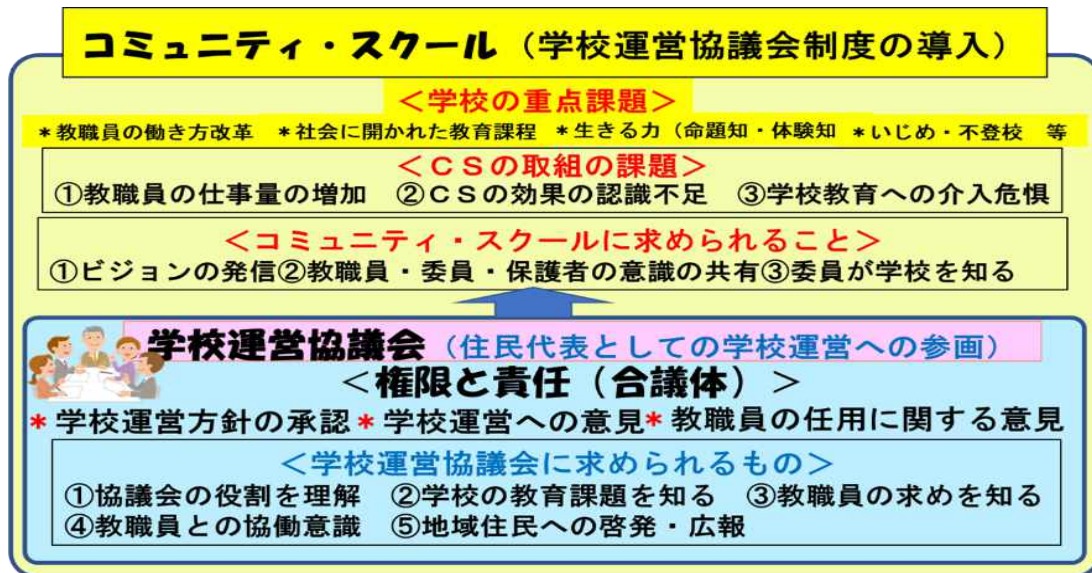


項目3. 学校運営協議会制度がめざす活動に関すること

Q1 学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

A

図3 コミュニティ・スクールと学校運営協議会の関係



☆学校運営協議会の設置は、令和2年度現在では「地教法」47条5において、教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校に設置する努力義務となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「学校運営の基本方針の承認」「学校運営への意見」「教職員の任用への意見」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。

☆その他の「予算等への意見」「地域学校協働本部との連携や広報活動」及び「日常の活動」等も求められており、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。

Q2 学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか

<参考：資料3のように、本制度が重点課題への対応になる施策であることを10自治体が十分な周知、7自治体も「まあしている」という現状です>

A

☆Q1の図3に示したように、教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの、学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。

Q3 学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか

A

☆Q1 の図3に示したように、学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させるなど、地域住民の代表として学校教育に参画するための機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める地域学校協働本部との協働を推進する機能が求められています。

☆さらに、「地教行法」47条5に規定された一定の権限と責任を果たすという機能も求められています。

Q4 なぜ、学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要があるのですか

A

☆学校運営協議会制度は地域からの押しつけや監視ではないこと、学校教育のゆとりと充実のための制度あることを教職員が理解することから始まります。

☆学校運営協議会制度の目的は、学校だけでは対応できない教育課題の対応や地域住民の願いを学校教育に反映させることが目的です。日常的な教育活動を行っている教職員の理解が得られないことには、学校運営協議会の機能が発揮されないこととなります。

☆学校運営協議会委員が、学校だけでは対応できない教育課題を理解するためには教育活動の見学や情報交換、同じテーブルでの熟議等が不可欠です。

Q5 なぜ、学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要があるのですか

A

<参考：資料3のように10自治体が十分な周知をしている現状です>

☆学校運営協議会制度は、これまでの「校長の求めに応じて意見を言う」学校評議員制度とは違い、一定の権限と責任をもって学校教育課題について協議し、学校教育の運営に参画していく「合議制」の制度です。

☆言い換えれば、地域住民の代表として学校運営に責任を持つ立場にあることを認識した上での一定の権限と責任について理解し、会議だけに参加する委員ではなく、日常的な活動も積極的に関わる委員になっていただく必要があります。

項目4. 学校運営協議会委員の選任（任命）に関すること

Q6 なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか

A

<参考：資料4のように10自治体が十分な周知をしている現状です>

☆学校運営協議会の委員は「地教行法」47条5の2項において「次に掲げる者について」任命することと規定されていますが、教育委員会では「次に掲げる者の中から」と解釈して、4つの分野の全てから任命されていないケースが見られます。

☆4つの分野としては、当該校が所在する地域の住民、当該校に在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他必要と認められた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することとなっています。加えて、平成29年の「地教行法」47条6の改正によって、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者（NPOや学校応援団等）が追加されました。地域学校協働活動推進員は社会教育法でその趣旨を規定し、学校運営協議会の委員に任命することが求められます。

☆学校運営協議会の委員は、制度の趣旨から必要な4つの分野から任命することとなっています。よって、各委員は、委員としての最善の役割を担うために任命された趣旨を理解して、それぞれの立場からの協議と協働が求められるのです。類似の例としては社会教育委員の「1号議員、2号議員・・・」のような仕組みを参考にしてみてください。

Q7 教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項はどんなことですか

A

<参考：資料4のように13自治体では十分な周知ができていない現状です>

☆教職員の任命は、学校運営協議会委員の任命に関する4に規定されている「その他当該教育委員会が必要と認める者」に該当する学識経験者等の分野に該当し、学校運営協議会の設置の目的に必要なと教育委員会が認めた者とされます。よって、必要に応じて校長及び教諭を学校運営協議会委員に任命することができますが、学校運営協議会の役割と権限を鑑みて一定の規定等が必要と考えられます。

☆学校運営協議会が「合議制」の組織であることから、校長は学校経営の責任者として、地域の委員と同様に学校の立場から意見を述べるとともに、学校運営協議会で議論されたことについて、当該校の教育への還元が求められます。ただし、校長本人の任用等に関する事項等については一定の配慮が必要と考えられます。

☆当該校にとって重要な専門的分野等における教員を学校運営協議会の委員に任命する場合は、その専門的な分野等における委員としての役割を認識して意見を述べるとともに、校長と協力して当該校の教育への還元が求められます。その際、公務員としての上司（校長）の監督下にあることから、「合議体」の一員として、「地教行法」47条5の4項、6項、7項の規定については一定の配慮が必要と考えられます。

Q8 学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合がありますが、その際の配慮事項はどんなことですか

A

☆校長は委員の選任に当たって、学校運営の基本的な方針に基づく日常的な学校運営への必要な支援に関して有効な人材を選任する必要があります。その際、小中学校間の重複がおきる場合がありますが、依頼する組織団体等への適切な説明が必要になります。

☆商工会や自治会など、1つの組織団体から小学校と中学校の委員になる場合は、特定の人材が両方の委員になる例や、学校の求める内容によって違う人材を推薦するなどの例がありますので、学校としての考え方をしっかり説明する必要があると考えられます。

項目5. 学校運営協議会の役割である「学校運営の基本方針を承認すること」についての重要性と責任等に関すること

Q9 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか

<参考：資料4からは、内容や様式を十分に示しているのは7自治体です>

A

☆「学校運営の基本方針の承認事項」については、「学校の運営に関する、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法47条5）と規定されており、このことを踏まえて市町村の学校運営協議会設置規則等に規定する必要があると考えられます。

☆「学校運営の基本方針の承認事項」に必要な内容や様式を教育委員会で作成することが、全ての学校で共通の取組が可能になることや、校長や教職員が異動した際の新任校においても有効になります。大分県の現状では、資料4に示すように、統一した様式や内容を学校長に示している自治体は7自治体に止まっています。

☆学校運営協議会が承認する「学校運営の基本方針」については、教育課程、組織編成、学校予算、施設管理が主な内容になりますが、学校教育法第37条で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校運営の責任者はあくまでも校長であり、地域と学校は対等の立場で相互にパートナーであることが前提となることを押さえる必要があります。

Q10 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割は
どんなことですか

A <参考：資料5からは、あまり充分には説明・周知がされていないようです>

☆「学校運営の基本方針を承認した」ことにより、教職員との熟議等を行いながら、学校と地域が協働してどのような子どもを育てたいのか、どんな方法で実現するのか等の具体的な方針について共有する責任が生まれます。

☆その責任を果たすために、教職員や地域の関係者等とともに協働活動を明確にするとともに、日常の学校運営に地域住民が参加して協働した活動を行うことを推進する役割があります。

☆校長は「学校運営の基本方針を承認された」ことからの責任から、マネジメント力を発揮して、校長のリーダーシップの元に、教職員の意識の共有を進めるとともに、地域との協働による学校運営を行うことが求められます。

☆学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した学校運営の基本方針の承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めることが求められます。学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合には、協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善を行うことなどが想定されます。

☆これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。よって、新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民と情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子どもたちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ想いで日々の教育活動を進めていくことをめざしています。

Q11 なぜ、校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要があるのですか

A <参考：資料5からは、9自治体では充分には説明・周知がされています>

☆学校運営協議会は、地域の代表者として学校運営の責任者である校長と「対等な立場」で協議することが必要です。

☆学校は学習指導要領という法律で教育活動が行われますが、そのための学校運営の責任者は校長であるため、それまでに築かれた「社会に開かれた教育課程」の運営が校長によって変わることは、これまでの活動が崩壊し、地域の信頼をなくすこととなります。

☆新校長の学校運営はこれまでの学校運営を基盤にした、より豊かな学校教育が期待されるはずです。

項目6.「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について（略）意見を述べることができる。」に関すること

Q12 「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる」という趣旨はどういうことですか

A <参考：文部科学省資料より>

☆「教職員の任用に関する意見の申出」は、学校の課題解決や特色ある学校づくり等の教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです。

☆学校運営協議会は、学校運営の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（採用、昇任、転任）に関して、当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるすることができます。

☆校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。校長は日頃より学校運営協議会に対し、学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要になります。

☆どのような事項について意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることができるとされています。

Q13 なぜ、「職員の採用その他の任用に関して意見を述べる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要があるのですか

A

☆制度実施の当初は、学校運営協議会制度の導入にあたって、校長の具申権を越えるものであるという反発から、この制度の導入が拒否され、「〇〇版コミュニティ・スクール」という自治体独自の規則で取組を始めた自治体も多くあります。

☆教職員の人事に関することについては、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

☆実際に教職員の任用については、学校長の具申権との関係など、教職員に不安を招いてきたことは事実です。

☆教育委員会においてこのようなことがないように、各自治体が学校運営協議会制度を有効に活用するために、平成29年度に「地教行法」47条5の規定の一部を改正しました。その後については、市町村の定める規定によって行われており、大きな問題となったという情報はありません。

☆学校運営協議会委員や教職員がこのような趣旨を理解した上で、この規定を有効に活用することが大切です。

項目7. コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、教職員や学校運営協議会委員等への周知に関すること

※資料6に示すように、全関係者への周知、研修は困難なことから、研修・説明を受けた者からの環流研修を推進することが必要でしょう。

Q14 全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、どんな内容を周知すればいいのですか

A

☆学校現場の課題である、教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施など、学校だけでは対応が困難な大きな課題について、地域とともに子どもを育てる制度であることを全教職員が認識する必要があります。

☆学校運営協議会の活動が充実することによって、地域住民や保護者からのクレームが減少したこと、地域の方々からの支援・協力が簡単に得られるようになったことなど、「ゆとり」が生まれたという報告も多くあります。

Q15 学校運営協議会の関係者評価とはどんな内容ですか

A

※学校教育法施行規則 67 条(学校関係者による評価)より

☆現在、全ての学校において教育目標の設定と取組及びその教育成果の評価が求められており、教職員が行う「自己評価」と、保護者、地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が行う「学校関係者評価」の2つがあります。

☆学校関係者評価は、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本にして行うものです。

☆学校運営協議会が行う際には「学校評価」にならないことが必要です。

<参考：文部科学省資料>

学校関係者評価とは、平成 19 年 6 月の学校教育法 4 2 条の 4 規定を受けて、平成 19 年 10 月に学校教育法施行規則を改正し、学校が自ら行った「自己評価」の評価結果を踏まえ、その評価が適切に行われているか自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促すために、当該学校の関係者が行う評価であり、学校関係者の学校への理解促進と連携協力により、学校運営の改善を図ることを目的としています。

Q16 コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへどんな内容を周知すればいいのですか

A

☆地域学校協働本部は、これまでの学校支援や学校応援団という発想からさらに進んで、学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める役割があることを周知する必要があります。

☆そのためにはコーディネーター個人の活動ではなく「コーディネートチームである地域学校協働本部」という発想、各地域学校協働本部のネットワークによる活動といった発想が必要となります。

Q17 教職員や学校運営協議会委員に対する定期的な研修ではどんな内容が必要ですか

A

☆学校運営は前年度の学校評価や P D C A サイクルの評価によって改善されますので、その「チェック」を基にした新年度の学校運営を理解する必要があります。学校では自己評価を毎年行っており、その成果が生かされることが必要です。

- ☆教職員の異動、学校運営協議会委員の交代は毎年考えられます。学校運営協議会やコミュニティ・スクールの方向性については毎年確認する必要があります。
- ☆特に、教育委員会の方針の変化や追加、その年の重要施策に関しては、年度当初に両者が共有する必要があります。

項目8. コミュニティ・スクール導入による教職員の多忙化や多忙感に関すること

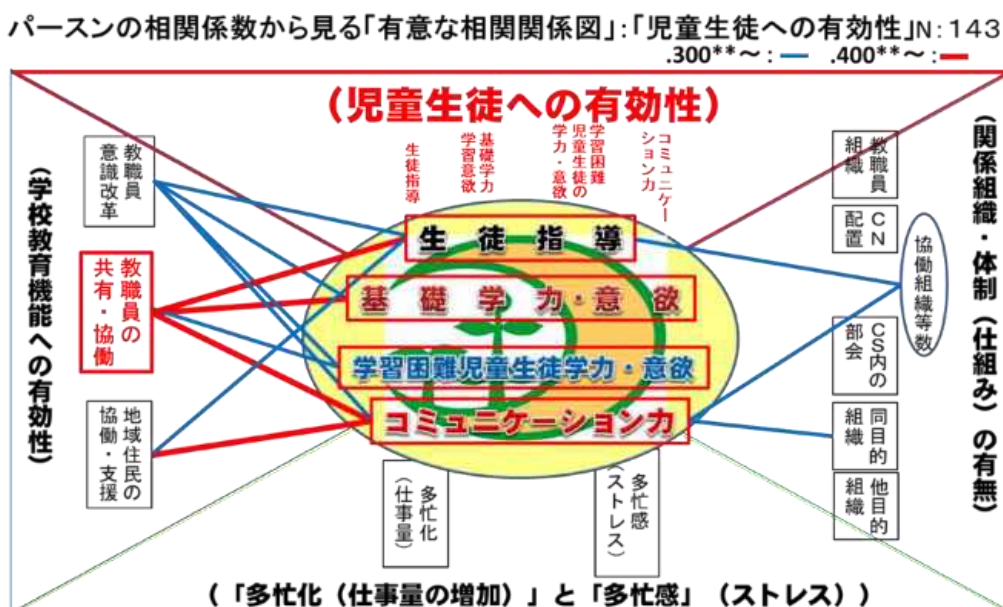
Q18 コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか

A

☆文部科学省等の資料にはコミュニティ・スクールの導入時のための資料がたくさんあります。大分県では導入未定が1自治体ですが、17自治体では全て導入が始められ、全公立小中学校へも11自治体で導入済みです。

☆学校運営は、学習指導要領に従って、地域や児童生徒の実態に即した教育活動が行われており、当該校での効果を整理して、次年度に継続、改善する取組が必要でしょう。

図4 コミュニティ・スクールの導入による児童生徒への効果と関連する内容



☆図4に示すように、全国のコミュニティ・スクール導入の143校の児童生徒の視点からの成果との相関関係は「教職員の意識の共有・協働」が高い優位な関係があることが分かっています。(大分大学高等教育開発センター資料)

Q19 コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）を感じている教職員はどれくらいいますか

A

図5 多忙化についての全国調査

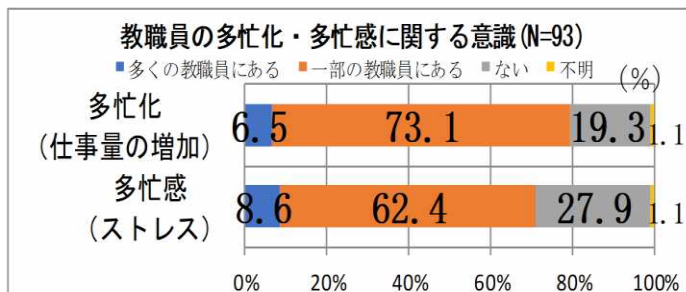
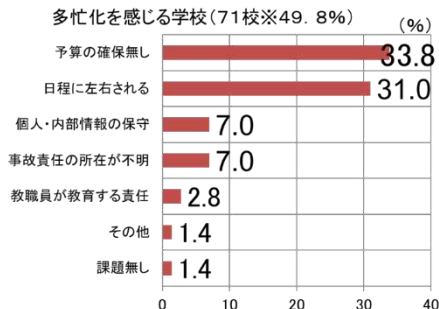


図6 多忙化の原因



- ☆「仕事量の増加（多忙化）とストレス（多忙感）」についての全国調査の図5について、茶色が示すように、多忙化・多忙感は学校運営協議会を担当する一部の教員であることがわかりました。
- ☆少しですが、青で示した「多くの教員を感じる」という背景には、学校運営協議会が学校に要望をするものの、日常的には教職員が対応せざるをえない状況を作っている現状があることもわかりました。
- ☆教員全体では90%以上の教職員が「多忙化・多忙感はない」と回答しており、その理由は学校運営協議会や地域学校協働本部が機能している場合と、学校運営協議会を設置したものの、これまでの「学校評議員」と変わらない「意見を述べる」だけで学校運営には変化がないことなどが考えられます。

Q20 教職員が、仕事量の増加（多忙化）やストレス（多忙感）を乗り越えて、主体的に参画するためにはどうしたらいいのですか

A

＜参考：資料に示すように、多忙化等についての研修や協議がほとんどされていません＞

- ☆資料8から、「多忙化」等につながっているのは何かを教職員自身が「思う」だけで、具体的なことについて整理できていないことが感じられます。
- ☆そこで、多忙化への対応としては下記の4つの視点に整理できると思います。
 - *これまでの教育活動や様々な業務の精選
 - *コミュニティ・スクール運営のための役割分担や運営システム改善
 - *コミュニティ・スクール運営の業務が勤務時間外に行われていることの検討
 - *指導者への依頼、急な日程変更等による外部人材への対応
- などについての見直しをしてみてもいいでしょうか。

☆また、「多忙感」への対応としては下記の3つの視点に整理できると思います。

＊成果が教職員に見えることにより意識の変化が生まれる

＊教職員が地域となじみ、地域の学校という意識を生み出す

＊コミュニティ・スクールは今の学校教育（教職員）に求められている学校教育の方策であることを教職員が活用する

などについての見直しをしてみてもいいでしょうか。

☆本当の「多忙化」「多忙感」を教職員自身で整理し、その多忙化の内容を教職員で分担することや、学校運営協議会が担うなどの整理が必要になります。

Q21 教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を共有するためには、どんなテーマ（内容）で、どんな方法がいいのですか

A

☆学校運営協議会制度の導入時には、学校教育課題の概要を共有するためにいろいろな角度からの自由な情報交換が必要で、それを基にしたコミュニティ・スクールの取組を整理することが必要でしょう。

☆その後は、大きなテーマではなく、学校評価を生かして、毎日の教育活動に必要な地域の人材や伝統文化等の情報交換など、教職員が困っていることから始めてはどうでしょうか。徐々に日常生活での困りごとや、地域からの提案等へと広げながら、中長期的に進める気持ちでいいと思います。

3. 地域学校協働本部の体制整備について

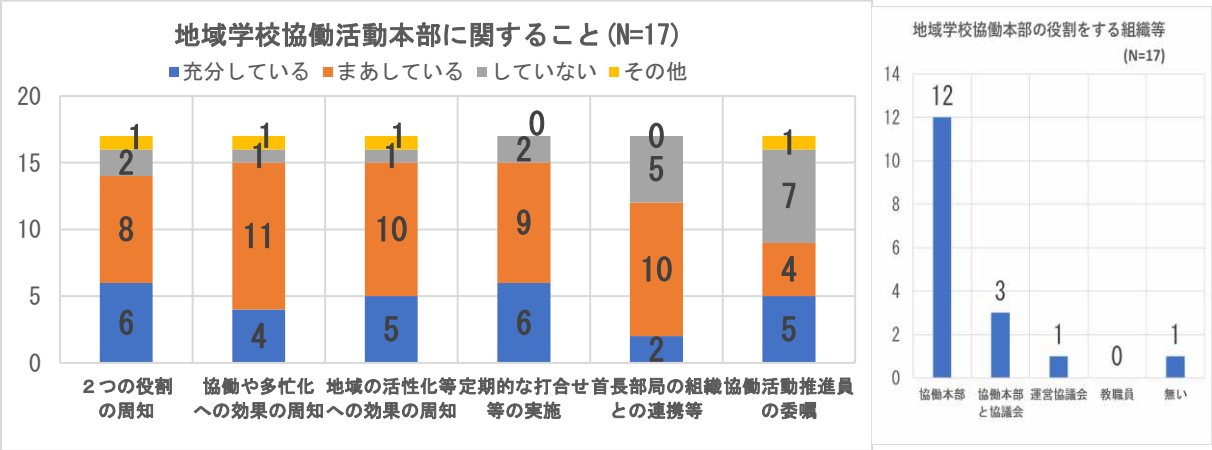
「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールです。しかし、学校教育は校長が策定する学校経営方針や運営方針によって教育活動が行われます。その学校運営の中に包括された形で、学校運営協議会が設置されますが、委員は保護者や地域住民等の代表であり、地域住民とともに学校運営に参画することが求められています。このことから、学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営するシステムである地域学校協働本部が協働するシステムであり、この2つの取組の日常的な情報の共有と連携が必要なのです。このことから、学校運営協議会は社会教育機能を持った組織であり、社会教育の範疇であるとも考えられます。

ただし、地域の事情やこれまでの取組から、学校運営協議会が地域学校協働本部の役割も担う、という仕組みの自治体もあります。

<地域学校協働本部の体制整備に関する大分県の現状>

資料8・9は、大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）をどちらの取組も実施している17自治体（2自治体は令和2年度から実施を含む）の状況について示しています。この現状を基にして、学校運営協議会制度に関するQ&Aを作成しています。

資料8・9 地域学校協働本部の役割・取組の状況

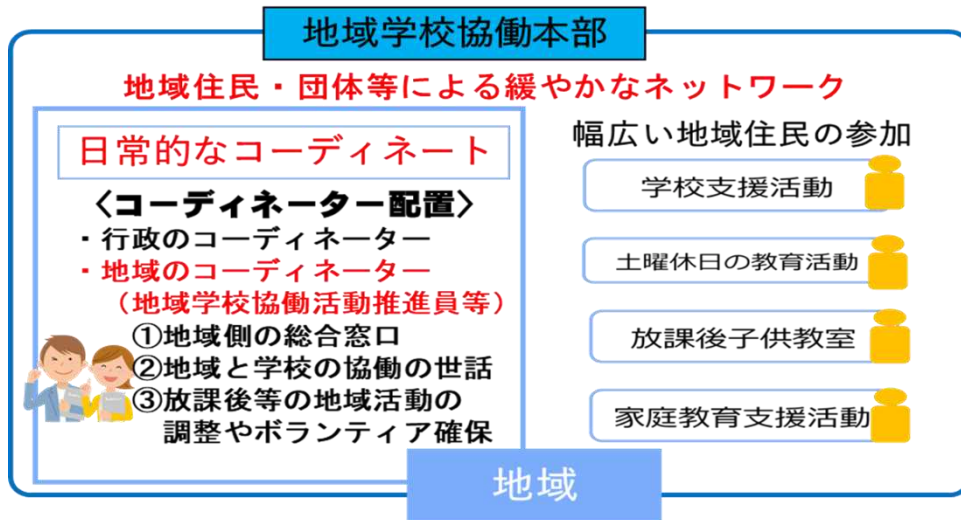


項目9. 「学校支援地域本部」や「学校応援団」の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の体制整備と役割に関すること

Q1 地域学校協働本部の体制整備とは、具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか

A

図7 コーディネーターの種類



☆地域学校協働本部に必要なコーディネーターは次の4つの種類が考えられます。

- * 一定エリアの地域学校協働本部を統括するコーディネーター
- * 行政職員（社会教育主事や嘱託職員等）が、地域学校協働本部の役割を担うコーディネーター
- * 地域住民が地域学校協働本部の役割を担う一員として委嘱されたコーディネーター（地域学校協働活動推進員）
- * その他の地域ボランティアコーディネーター

☆こうしたコーディネーターが一体的になったネットワークづくりと日常的な活動が求められています。

Q2 地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか

A

☆「地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワーク」を地域学校協働本部と文部科学省は説明していますが、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを行うという2つの役割があります。

☆コーディネーターチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。

☆特に地域住民のネットワークづくりで重要な組織としては、住民の生活の仕組みとしての「自治会」とのつながりをどう作るかが重要です。

Q3 地域学校協働本部の体制整備のための、地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等にはどんな効果があるのですか

A

☆地域学校協働活動を進める上で、既存の組織や活動はとても大切です。新しく地域のネットワークづくりを進めることは大変ですので、それぞれの組織団体の取組を連動させることによって、それぞれの組織団体の活動を生かし、活性化することとなります。

Q4 なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

A

☆「地域学校協働活動推進員は社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する」地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、地域の状況を熟知するとともに、学校運営協議会の委員としても活動するなど可能になります。このことによって、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

項目 10. 地域学校協働本部の活動の充実によって期待できる効果に関すること

Q5 地域学校協働本部の活動が充実することによって、学校教育へ期待できる効果はどんなことですか

A

☆これまでの学校支援本部事業や学校応援団の取組による学校教育への効果については文部科学省等の資料を参考にしてみてください。

☆地域学校協働本部は、学校運営協議会との連携・協働で活動を行うシステムですので、単に地域人材の紹介に止まりません。

☆地域住民のネットワークを活用した幅広い人材を学校運営全体の教育活動の充実につながるとともに、地域住民の願いである「地域文化の継承」等と、学校教育がめざす「地域に開かれた教育」が可能になります。

Q6 地域学校協働本部の活動が充実することによって、地域住民へ期待できる効果はどんなことですか

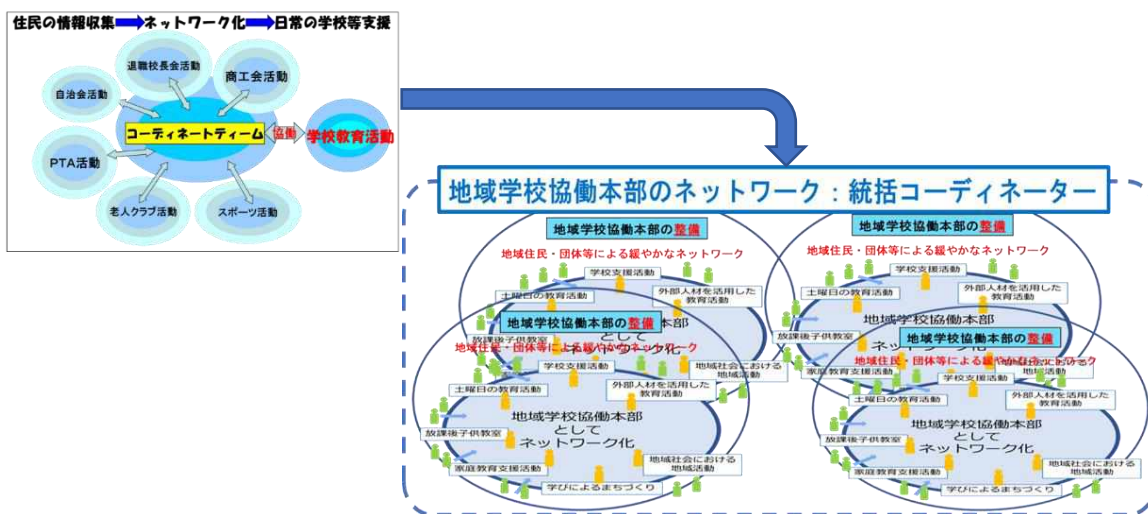
A

☆地域住民や組織団体が積極的に関わることによって、それぞれの組織団体の活動が他の組織団体とつながり、日常的な活動の活性化になること、地域住民が気軽に地域づくりへ参加できることや生きがいにつなげることも期待されています。

Q7 地域学校協働本部の打合せや、全本部の合同の打合せはどんな内容で、どの程度おこなえばいいのですか

A

図8 単本部から連携本部へ



☆複数の地域学校協働本部が設置された場合は、1つの地域学校協働本部の活動に止まらず、全ての本部が教育委員会の方針で活動する必要がありますので、統括コーディネーターを中心にして情報の共有が必要になります。

☆地域には中学校区をまたいだ活動をする組織団体もあります。また、それぞれの地域学校協働本部内には居ない人材等が他の地域に居る場合があります。さらに、他の本部での効果的な活動も多くあります。こうした情報の共有はコミュニティ・スクールの運営に非常に役に立ちます。

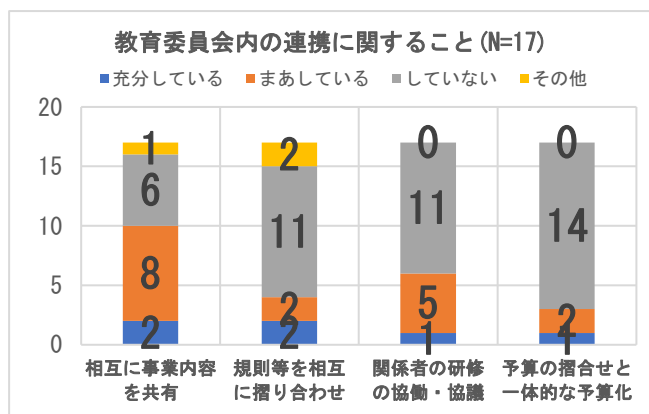
4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について

教育委員会の中では、学校運営協議会制度の導入は学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署が担当しているのがほとんどです。2つの取組は両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難であり、取組の大きな成果はあまり期待できないと考えられます。

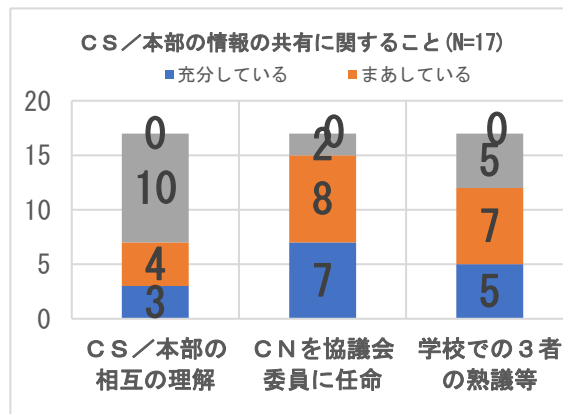
＜コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に関する大分県の現状＞

資料 10～資料 12 は、大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域学校協働活動を進めるコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）のどちらの取組も実施している17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）について示しています。この現状を基にして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に関するQ&Aを作成しています。

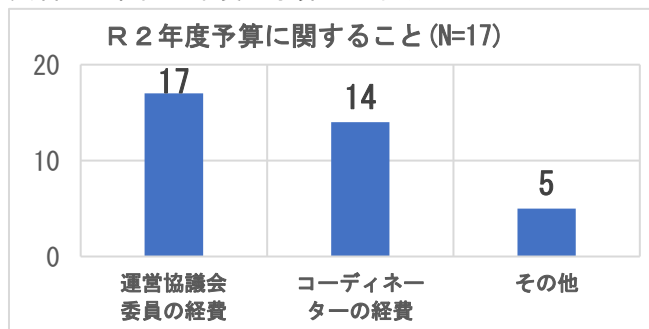
資料 10 教育委員会内の連携状況



資料 11 CS と本部の情報共有状況



資料 12 令和2年度の予算化の状況

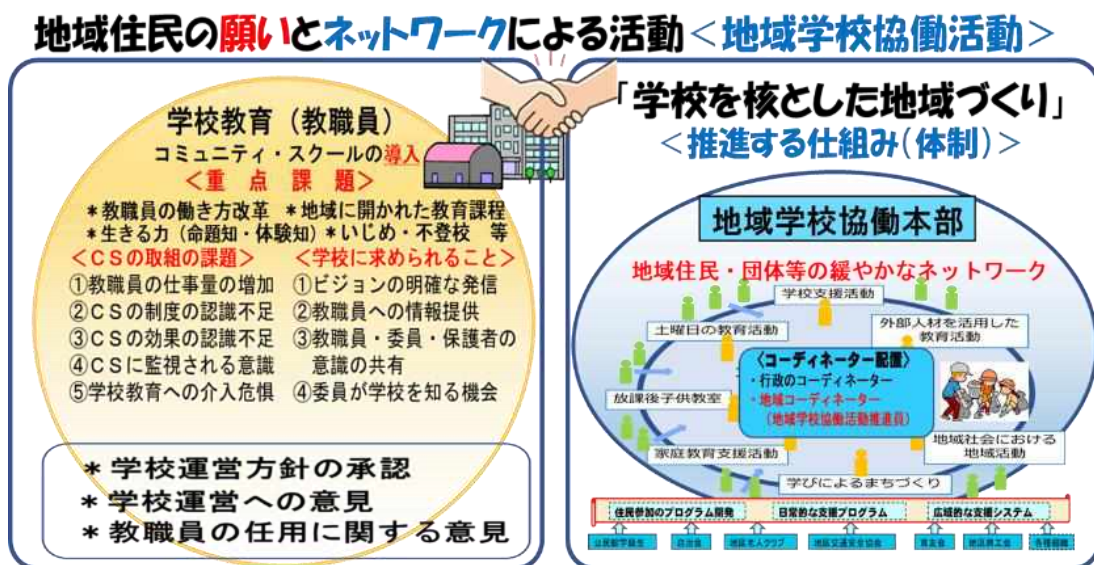


項目 11. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること

Q1 なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか

A

図9 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の関係



☆資料 10 から分かるように、十分な連携、情報の共有をしている自治体は1～2の自治体であり、多くの自治体で「していない」という現状です。

☆教育委員会の中で学校運営協議会制度の導入は学校教育部署が担当して、学校運営協議会の設置や活動についても学校教育部署が担当しており、地域住民のネットワーク化と日常的な協働の取組は社会教育部署が地域学校協働本部を担当しているのがほとんどです。

☆コミュニティ・スクールに設置された学校運営協議会と、地域に整備された地域学校協働本部が地域学校協働活動の両輪であるという認識を持ち、地域住民の教育力を活用するという観点が必要です。

☆担当を事務分掌に位置づけて課長も含めた定期的な協議を行うこと、それぞれに必要な規則や要綱、予算等を相互に摺り合わせて策定・作成すること、教職員や学校運営協議会委員、コーディネーター等の合同研修会の実施などによって、地域学校協働活動の施策が効果をあげられると考えられます。

Q2 なぜ、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（各種コーディネーター）が合同で研修する必要がありますのか

A

☆学校運営協議会制度の導入についての教職員の理解、学校運営協議会委員への学校運営協議会の役割、コーディネーターへの地域学校協働本部の役割については全員へ周知する必要があります。

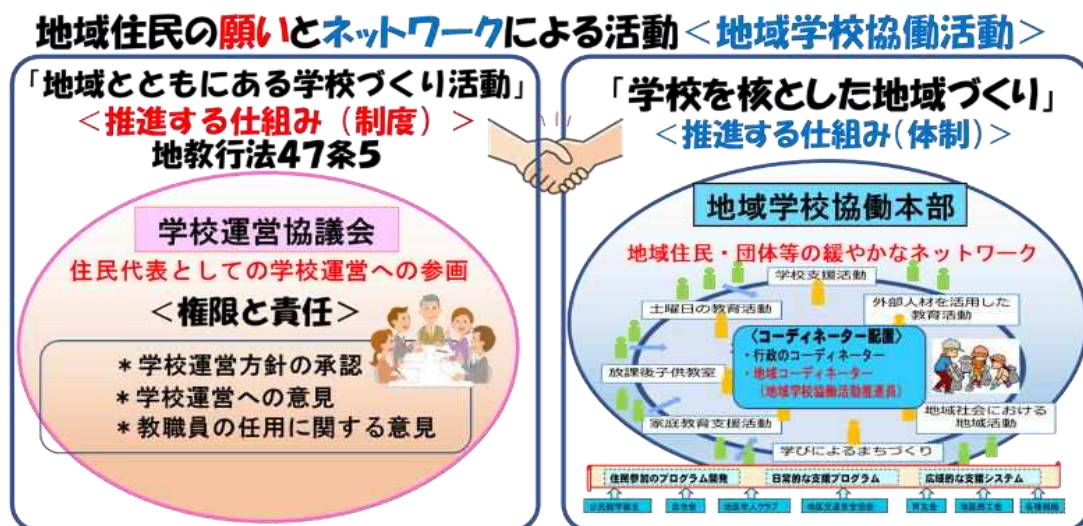
☆関係者が同じテーブルで情報交換することによって、それぞれの役割や日常的な活動、運営についての課題を共有することができ、相互の日常的な協働を促進することが可能になります。

項目 12. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員等の各種コーディネーター）の情報の共有に関すること

Q3 なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）の3者が情報の共有をする必要があるのですか

A

図 10 学校運営協議会と地域学校協働本部の関係



☆資料 11 から分かるように、項目によって異なりますが、情報の共有のための十分な取組をしている自治体は半数以下であり、多くの自治体では充分に取り組めていないという現状です。

☆日常的な地域住民との協働に取り組む教職員や学校運営協議会委員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動を知ることがウインウインの関係をつくります。

☆教職員が地域学校協働本部の活動を知ること、気軽に日常の学校教育活動への参加依頼が可能になります。

Q4 なぜ、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要があるのですか

☆＜再掲＞社会教育法の第9条7に追加された「地域学校協働活動推進員は社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する」地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、地域の状況を熟知しており、学校運営協議会の委員としても活動することから、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

☆地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターを学校運営協議会委員にすることで、学校運営協議会で協議されたことと、地域住民の参加を拡大することにつながります。

Q5 地域学校協働本部を整備しないで、その役割を学校運営協議会や青少年健全育成組織、地域のまちづくり協議等が担うことは可能ですか

☆地域学校協働本部の体制整備については、公民館が本部の役割を担っている自治体や、既存の学校支援地域本部、学校応援団等の活動によって、学校と地域の連携・協働が行われているという地域も多くあります。また、学校運営協議会が地域学校協働本部の役割も担っているというコミュニティ・スクールもあります。

☆全国的な事例もありますが、地域学校協働本部の整備が不可能な場合は、学校運営協議会の中に地域学校協働本部の役割を担うための機能を持たせるなどの体制もあります。

☆地域学校協働本部は地域住民のネットワークと日常的な活動のコーディネートを行うものであり、既存の青少年健全育成組織が担うことや、首長部局のまちづくり協議会等の部会に位置づけるなどの検討も必要ではないでしょうか。

☆その際、将来的に地域と学校と自治体の協働による、子どもの育成と大人社会の活性化という視点からの取組として定着していくことを目指す必要があります。

項目 13. 市町村における予算確保に関すること

Q6 補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は何ですか

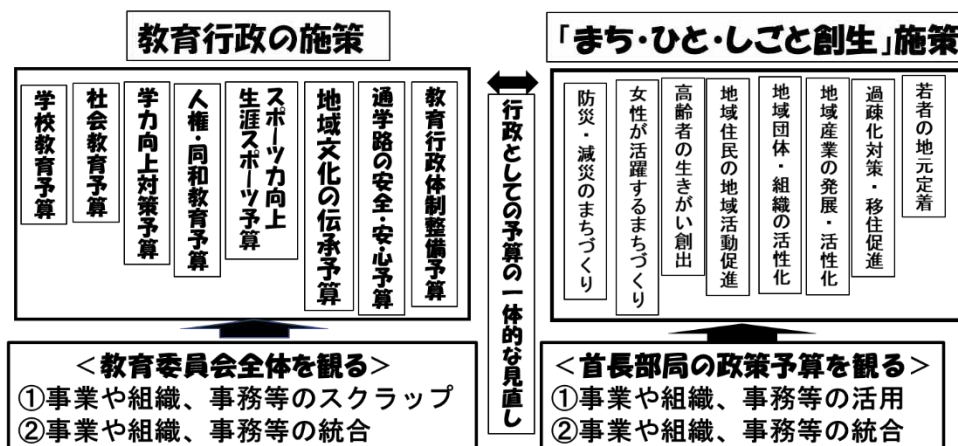
A

- ☆学校運営協議会委員は非常勤の特別公務員であり、その報酬等の予算化が必要です。資料 12 から分かるように大分県では全ての自治体が予算化しています。
- ☆地域学校協働活動推進員に関しては、一定の報酬や必要経費等を予算化する必要があります。資料 12 では 14 自治体でコーディネーターに関する予算化をしており、他の 3 自治体は、公民館職員、学校運営協議会の委員がコーディネーターの役割を担っていることから予算化していません。
- ☆地域学校協働活動の推進は、守備範囲が広範囲にわたる施策であることから、情報収集・提供のための事務スペース、通信・広報費、学校運営協議会委員やコーディネーターの資質向上に関する研修費等の経費を予算化する必要があります。

Q7 予算の確保のために、教育委員会が実施している既存の事業の統合や縮小、廃止等の見直しを行う場合、どんな事業を対象にすればいいのですか

A

図 11 教育行政予算と首長部局予算の連携資料



- ☆学校教育予算では、学校評議員制度の見直し、教職員の職務内容の精選によるコミュニティ・スクール担当教員制度の充実等の視点が考えられます。
- ☆社会教育予算では、地域学校協働活動の充実のために、公民館事業や社会教育委員制度、社会教育指導員等の嘱託職員の業務の見直し、青少年を対象にした社会教育事業を学校教育と協働する等の視点が考えられます。

Q8 予算の確保のために、首長部局の「まち・ひと・しごと創生」のどんな施策の予算との連携を検討すればいいのですか

A

☆学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備が、学校教育の様々な課題に対応する取組を推進していくという観点から、高齢者の生きがいや地域産業の担い手に関する施策と学校教育との接点などについて「まち・ひと・しごと創生」の施策につながる事業の洗い出しから試みてはどうですか。

☆具体的には、「まち・ひと・しごと創生」の施策では、地域の組織団体や企業等の活性化、地域産業の継承、移住の促進、女性の社会参画、少子高齢化への対応、地域が子どもを対象にした芸能文化の継承事業などが計画されているはずで

☆教育委員会で予算化しなくても、「まち・ひと・しごと創生」に関する「貸し切りバスの運行」や「地域の文化や歴史のまちづくり」等の予算を活用した学校教育活動を実施している例もあります。

Q & A資料作成の関係者

< 作成者 >

☆NPO法人大分県協育アドバイザーネット<文責：理事長 中川忠宣>

< 協力機関 >

☆大分県教育委員会

☆大分大学高等教育開発センター

< 監修 >

☆梶原敏明（文部科学省委嘱：CSマイスター）

< 参考資料 >

- ① 「学校と地域の新たな協働体制の構築のための取組状況調査の報告書」
（令和2年度） <NPO法人大分県協育アドバイザーネット>
- ② 「学校運営協議会設置の手引き」（令和元年改訂版）<文部科学省>
- ③ 「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究報告書」<文部科学省委託>
（平成30年度）<NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク>
- ④ 「家庭、学校、地域社会の『教育の協働』に関する調査研究Ⅵ」
（平成27年度）<大分大学高等教育開発センター>

NPO法人大分県協育アドバイザーネットの概要

当NPO法人は、大分大学高等教育開発センター主催の『協育』アドバイザー養成講座の受講生有志が、2011年（平成23年）9月にNPO法人として設立しました。目的は「会員が繋がる」「各会員の活動が地域と繋がる」ことによって、会員の活動が充実していくことを目指し、地域の「教育の協働」の活動と繋がっていき取組を進めています。地域が子どもに関わることをとおして、大人社会の再構築の推進も願って「教育の協働（協育）」を推進する一翼を担うために以下の3つ事業を中核として実施しています。

事業1. 人材育成研修事業

事業2. モデル的・先導的事业

事業3. 「一人1情報の発信運動」の推進事業

<「協育」に関するこれまでの主な調査研究事業>

*2012年度：大分県委託事業受託「京都2012「すぎ間支援」プロジェクト事業」

*2013年・2014年度：文部科学省委託事業受託「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」

*2014年度：文部科学省事業別府市受託「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究事業」

<「協育」に関するこれまでの主なモデル的事业>

*2012年・2013年：子どもふるさと体験学イン国東（大分大学と共催・子どもゆめ基金補助）

*2013年～2018年：人と本を結ぶ読書支援ネットワーク「ゆい（結い）」講演会（大分大学と共催）

*2014年～：地域発「活力・発展・安心」デザイン実践交流会（大分大学等と共催）



財団法人大分県教育行政センターサービスセンター

2020年（R.2年）10月発行

<大分県版> 学校運営協議会制度と他校学校協働本部の体制整備
「Q（課題・質問）とA（アドバイス）」
学校と地域の新たな協働（協育）へ一歩前進！ヒント集～

【補助事業名】 県立財団法人おおいと共創基金
<事業名> 令和2年度ふるさと創生NPO活動応援事業協働部設立事業

【事業実施地】 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク
〒874-0919 大分県杵築市下田9丁目4-52-301号

E-mail: oosen@kyouiku-adviser.net
<当法人事業名> 未来とともにある学校づくりの推進